



目次

| 告示   | ページ      |
|--|----------|
| ○私立専修学校の廃止の認可 (私学・大学支援課)                         | 1        |
| ○私立各種学校の廃止の認可 ( " )                              | 1        |
| ○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)                             | 1        |
| ○告示(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱)の一部改正 (建設管理課)            | 1        |
| ◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)                           | 1        |
| 公 告  |          |
| ○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (男女共同参画・NPO課)               | 2        |
|  | <7・31掲示> |
| ○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)                             | 2        |
| ○土地改良区の清算人の就職 ( " )                              | 2        |
| ○市町村営土地改良事業の工事の完了 ( " )                          | 2        |
| ○土地改良区営土地改良事業の工事の完了 ( " )                        | 3        |
| ○県営土地改良事業の工事の完了 ( " )                            | 3        |
| 高知県教育委員会規則                                       |          |
| ◎高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則              | 3        |
| ◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則                        | 3        |
| 高知県公安委員会告示                                       |          |
| ○駐車監視員資格者講習の実施                                   | 3        |
| 参議院高知県選出議員選挙選挙長告示                                |          |
| ○参議院高知県選出議員選挙における候補者の届出書の記載事項に係る異動の届出 (<7・29掲示>) | 4        |
| 入札公告   |          |
| ○一般競争入札(IC免許証記載事項追記装置の借入れ)の公告 (警察本部会計課)          | 4        |

告 示

**高知県告示第489号**  
 学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の8第1項の規定に

より、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。  
 平成19年8月10日  
 高知県知事 橋本 大二郎

| 学校名           | 設置者名             | 認可年月日      |
|---------------|------------------|------------|
| 藤並ドレスメーカー専門学校 | 財団法人藤並ドレスメーカー女学院 | 平成19年8月10日 |

**高知県告示第490号**  
 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定により、私立各種学校の廃止を次のとおり認可した。

平成19年8月10日  
 高知県知事 橋本 大二郎

| 学校名              | 設置者名      | 認可年月日      |
|------------------|-----------|------------|
| オガワ・イングリッシュ・スクール | 小川 春海     | 平成19年8月10日 |
| 大手前高等経理学校        | 学校法人大手前学園 | 平成19年8月10日 |
| 大手前タイピスト学院       | 学校法人大手前学園 | 平成19年8月10日 |

**高知県告示第491号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年8月10日  
 高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所  
土佐清水市宗呂字南太四良甲387、甲612の18、甲612の20、甲612の22、甲612のロの2
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
**高知県告示第492号**  
 高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成16年8月高知県告示第543号)の一部を次のように改正する。  
 平成19年8月10日

高知県知事 橋本 大二郎  
 第8条の見出しを「(会社の合併等による資格の承継の手續)」に改め、同条第1項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項各号を次のように改める。  
 (1) 有資格者その他の有資格者又は資格者名簿に登録されていない者(以下この項において「無資格者」という。)とが合併した場合  
 (2) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合  
 (3) 有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した(会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。)場合  
 (4) 有資格者その他の有資格者又は無資格者とが中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合を設立した場合

第8条第2項を次のように改める。  
 2 前項第2号又は第3号に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。  
 第9条中「特例として、第8条第1項第1号による合併会社」を「規定にかかわらず、前条第1項第1号の規定による合併会社、同項第4号の規定による協業組合」に、「の場合」を「である場合」に改める。

**附 則**  
 この告示は、平成19年10月1日から施行する。  
**高知県告示第493号**  
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。  
 なお、その閲覧図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 平成19年8月10日

高知県知事 橋本 大二郎  
 宿毛市平田(追加)

(1) 標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 所在地            | 地番     |
|------|----------------|--------|
| 7    | 宿毛市平田町戸内字山ノ下屋式 | 4804   |
| 8    | ” ” ” 字谷屋式     | 4828   |
| 9    | ” ” ” 字森岡林     | 4847   |
| 10   | ” ” ” 字今城      | 1435-2 |
| 11   | ” ” ” 字郷城      | 1436   |

(2) 区域

昭和55年4月高知県告示第232号で指定した宿毛市平田急傾斜地崩壊危険区域内(以下「232号区域」という。)に存する標柱2と7を市道平田線に沿って結んだ線、標柱7から11までを順次に直線で結んだ線、標柱11と232号区域に存する標柱3を直線で結んだ線及び232号区域に存する標柱3と232号区域に存する標柱2を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

-----  
**公 告**  
 -----

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年7月31日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年7月31日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

| 申請のあった年月日  | 定款変更に係る特定非営利活動法人 |        |               |                                       |
|------------|------------------|--------|---------------|---------------------------------------|
|            | 名称               | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 定款に記載された目的                            |
| 平成19年7月31日 | 特定非営利活動法人 まある    | 吉川 清志  | 高知市本町三丁目6番15号 | この法人は、障害者が親亡き後も少しでも安心して暮らせる仕組みづくりをめざす |

い心  
 ちゃん  
 じどの  
 応援団

して、障害児・者とその家族・地域住民(以下「障害児・者等」という)にかかわる相談活動、調査・研究活動、教育・研修活動、情報提供活動、交流活動、文化・芸術活動、小規模作業所設置など、就労・生活・介護への支援に関する事業を行うことにより、障害児・者等の福祉・教育・医療・保健の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、伊野町勝賀瀬土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成19年8月10日

高知県知事 橋本 大二郎

| 役名 | 氏名    | 住 所              |
|----|-------|------------------|
| 理事 | 別役 博明 | 吾川郡いの町勝賀瀬1059-12 |
| ”  | 伊藤 功  | ” ” ” 1547-1     |
| ”  | 伊藤 正久 | ” ” ” 1552       |
| ”  | 伊藤 定子 | ” ” ” 1521       |
| ”  | 伊藤 守史 | ” ” 枝川 2450-145  |
| ”  | 伊藤 安義 | ” ” ” 2940-2     |
| ”  | 伊東 秀明 | ” ” 勝賀瀬 806      |
| ”  | 西川 往男 | ” ” ” 1752       |
| ”  | 西川 龍男 | ” ” ” 870        |
| ”  | 濱田 明  | ” ” ” 635        |
| ”  | 濱田 正一 | ” ” ” 341        |
| ”  | 濱田 博要 | ” ” ” 271        |
| ”  | 保木 進  | 高岡郡日高村岩目地 681    |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、伊野町勝賀瀬土地改良区

から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成19年8月10日

高知県知事 橋本 大二郎

| 氏名    | 住 所              |
|-------|------------------|
| 別役 博明 | 吾川郡いの町勝賀瀬1059-12 |
| 伊藤 功  | ” ” ” 4582       |
| 伊藤 正久 | ” ” ” 1552       |
| 伊藤 定子 | ” ” ” 4564-1     |
| 伊藤 守史 | ” ” 枝川 2450-145  |
| 伊藤 安義 | ” ” ” 2940-2     |
| 伊東 秀明 | ” ” 勝賀瀬 806      |
| 西川 往男 | ” ” ” 1752       |
| 西川 龍男 | ” ” ” 870        |
| 濱田 明  | ” ” ” 635        |
| 濱田 正一 | ” ” ” 341        |
| 濱田 博要 | ” ” ” 271        |
| 保木 進  | 高岡郡日高村岩目地 681    |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定により、市町村営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年8月10日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1(1) 事業主体名  
 田野町
- (2) 事業名  
 開地区基盤整備促進事業(用排水路)
- (3) 工事完了年月日  
 平成19年3月28日
- 2(1) 事業主体名  
 南国市
- (2) 事業名  
 立田地区基盤整備促進事業(農道)
- (3) 工事完了年月日  
 平成19年3月9日
- 3(1) 事業主体名  
 越知町
- (2) 事業名  
 袖野地区基盤整備促進事業(農道)
- (3) 工事完了年月日  
 平成19年3月23日
- 4(1) 事業主体名  
 檮原町
- (2) 事業名

- 川栗屋地区基盤整備促進事業（用排水路）
- (3) 工事完了年月日  
平成19年3月26日
- 5(1) 事業主体名  
橋原町
- (2) 事業名  
川栗屋地区基盤整備促進事業（農道）
- (3) 工事完了年月日  
平成18年3月22日

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定により、土地改良区営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年8月10日  
高知県知事 橋本 大二郎

- 1 事業主体名  
高知市行川土地改良区
- 2 事業名  
行川地区基盤整備促進事業（用水路）
- 3 工事完了年月日  
平成19年3月22日

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年8月10日  
高知県知事 橋本 大二郎

- 1(1) 土地改良事業の名称  
地域開発関連整備事業（区画整理）
- (2) 地区名  
本村部地区
- (3) 工事完了年月日  
平成19年2月16日
- 2(1) 土地改良事業の名称  
畑地帯総合整備事業（用水路）
- (2) 地区名  
田野安田地区
- (3) 工事完了年月日  
平成19年2月15日
- 3(1) 土地改良事業の名称  
畑地帯総合整備事業（農道）
- (2) 地区名  
田野安田地区
- (3) 工事完了年月日

- 平成6年7月2日
- 4(1) 土地改良事業の名称  
基幹水利施設補修事業（排水施設）
- (2) 地区名  
吉原地区
- (3) 工事完了年月日  
平成19年3月28日
- 5(1) 土地改良事業の名称  
中山間地域総合整備事業（区画整理）
- (2) 地区名  
上分地区
- (3) 工事完了年月日  
平成19年3月28日
- 6(1) 土地改良事業の名称  
経営体育成基盤整備事業（区画整理）
- (2) 地区名  
湊川地区
- (3) 工事完了年月日  
平成18年11月30日
- 7(1) 土地改良事業の名称  
一般農道整備事業（農道）
- (2) 地区名  
山路地区
- (3) 工事完了年月日  
平成18年10月12日
- 8(1) 土地改良事業の名称  
湛水防除事業（排水施設）
- (2) 地区名  
蕨岡地区
- (3) 工事完了年月日  
平成19年3月30日

-----

**教育委員会規則**

-----

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月10日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県教育委員会規則第16号**  
**高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「吾川郡春野町」を「高知市」に改める。

**附 則**

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

~~~~~

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月10日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県教育委員会規則第17号**

**へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則**  
へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の長岡郡の本山町の項を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

**公安委員会告示**

-----

**高知県公安委員会告示第21号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定により、駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。

平成19年8月10日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 実施期日
  - (1) 講習  
平成19年10月17日（水）及び18日（木）の2日間  
受付時間 午前8時から午前9時まで  
講習時間 午前9時から午後5時30分まで
  - (2) 修了検査  
平成19年10月25日（木）  
受付時間 午前8時30分から午前9時30分まで  
指示説明 午前9時30分から午前10時まで  
検査時間 午前10時から午前11時まで
- 2 実施場所  
高知市丸ノ内二丁目4番30号  
高知県警察本部 2階講堂
- 3 受講人員  
定員50名（受講申込みの先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。）
- 4 講習内容  
道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識についての講義14時間（1日7時間）並びに修了検査1時間の合計15時間（修了検査合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。）
- 5 持参物

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講申込書を受理した後、高知県警察本部から交付する。）
- (2) 筆記用具
- (3) 印鑑（修了考査日のみ）
- 6 受講申込方法等
  - (1) 受講申込書の受付
    - ア 受付期間  
平成19年9月4日（火）から同年10月5日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - イ 受付時間  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 受講申込書の配布場所及び提出先  
高知市丸ノ内二丁目4番30号  
高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
  - (3) 受講申込書の提出方法  
受講申込書の提出は、講習に関する連絡事項があるので、講習を受けようとする者が直接行うこと。この場合において、運転免許証等の身分証明書類を提示すること。  
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
  - (4) 提出書類
    - ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 2通
    - イ 写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚
  - (5) 受講手数料  
講習を受けようとする者は、19,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込時に納付すること。  
なお、納付された受講手数料は、返還しない。
- 7 講習に関する問い合わせ先  
高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係  
（電話番号088-826-0110 内線5124、5125、5126、5127）

-----  
**参議院高知県  
 選出議員選挙  
 選挙長告示**  
 -----

**参議院高知県選出議員選挙選挙長告示第5号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第6項の規定により、平成19年7月29日に行う参議院高知県選出議員選挙における候補者の届出書の記載事項について次のとおり異動の届出があった。

平成19年7月29日（揭示済）

参議院高知県選出議員選挙選挙長 中越 豊喜

- 1 異動の届出があった候補者氏名  
たむら 公平
- 2 異動に係る事項  
職業
  - (1) 異動前 参議院議員
  - (2) 異動後 無職

-----  
**入 札 公 告**  
 -----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年8月10日

高知県警察本部長 鈴木 基久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量  
I C免許証記載事項追記装置 一式
  - (2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 借入期間  
平成20年1月1日から平成24年12月31日まで
  - (4) 借入場所  
高知県運転免許センターほか
  - (5) 入札方法
    - ア 入札金額は、借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。
    - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 高知県の物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者であること。
  - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - (4) 借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入することができることを証明し、かつ、借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8544  
高知市丸ノ内二丁目4-30  
高知県警察本部警務部会計課  
電話番号088-826-0110（内線2252、2253）
  - (2) 入札説明書の交付方法  
平成19年8月10日（金）から同年9月10日（月）まで、(1)の交付場所で交付する。
  - (3) 入札説明会の日時及び場所  
平成19年8月30日（木）午前11時  
高知県警察本部2階201会議室
  - (4) 入札及び開札の日時及び場所  
平成19年9月19日（水）午前11時  
高知県警察本部1階102会議室  
郵送の場合は、書留郵便とし、平成19年9月18日（火）午後5時までに(1)の交付場所に必着のこと。
- 4 その他
  - (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
  - (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した物品の機能等証明書及び納入することができることを証明する書類等を平成19年9月10日までに提出しなければならない。機能等証明書の審査により、入札の対象とできるかどうかについては、速やかに連絡する。  
なお、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
  - (5) 落札者の決定方法  
高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be loaned:  
Apparatus to add information to I C-chip Driver's  
licence 1 set

(2) Deadline for tender (by mail): 5:00 P.M. 18,  
September, 2007

(3) Deadline for tender (by hand): 11:00 A.M. 19,  
September, 2007

(4) Contact: Police Administration Department,  
Account Division, Kochi Prefectural Police  
Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City Kochi  
780-8544 Japan

Tel: 088-826-0110(ext.2252)